

## 事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	こども政策局こども家庭課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	吉田 弘毅
事業群名	① 貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援	事業群関係課(室)	
事業群名	② ひとり親家庭等の自立支援の推進		

### 1. 計画等概要

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

##### 《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

①子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進します。  
 ②ひとり親家庭は、子育てと生活の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面しています。ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう総合的な支援を推進します。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (基準年)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
①児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	40%	28.3% (H24～26平均)	23.3%	—	①児童養護施設に入所する児童の大学等進学率は、平成24～26年の3ヶ年平均で28.3%、平成27年度は23.3%と推移しており、県内高校生の進学率67.1%(H28.3月卒業)と比べ大きな較差がある。 ①平成28年3月に「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を策定し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを重点施策として定め、平成28年度から子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしている。
①ひとり親家庭のうち「経済的理由」で大学等進学しなかった子どもがいる世帯の割合	50%以下	52.1% (H27)	52.1%	—	②ひとり親家庭の自立支援のため事業を実施したが、ひとり親家庭等自立支援センターによる就職者は45人と基準値を下回る結果となった。但し、センターの周知が一定進んだこともあり、相談事業については、対前年度比+773件の1,497件の相談があっており、一定の効果が認められる。また、県市町の取り組みにより、県全体のひとり親家庭の母の就労者数は、平成26年度558人から平成27年度649人と増加しており、直接ハローワークへ通所し、就労している例も多いものと考えられる。母子父子寡婦福祉資金貸付事業については、希望する375件のひとり親家庭等への貸付が実施できた。
②ひとり親家庭等自立支援センターによる就職者数(母子・父子家庭)	75人	50人 (H26)	45人	—	※ひとり親家庭等自立促進センター：ひとり親家庭の就業による自立促進により効果的に行なうため、就業相談等の各種就業サービスの提供を行なう機関
事業群の進捗状況					—

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

##### 《取組項目及び現状と課題》

i) 児童養護施設入所児童等に対する大学等進学のための学習支援(事業群①)

- ・児童養護施設等入所児童は進学等に際して必要な経費について、保護者からの経済的支援が受けられないことが多い。
- ・奨学金制度を利用するにも保証人が得られない場合が多く、機関保証制度がある日本学生支援機構の奨学金を利用するためには、採用基準があり、必ず採用されるとは限らない。
- ・中学生までは、措置費で学習塾費用の実費が措置がされているものの、高校生は定額で必要な措置状況にないため、進学するための学力向上支援が充分とはいえない状況であり、学力向上のための支援が必要。

ii) ひとり親家庭の自立のための事業の実施(事業群①②)ひとり親家庭へ児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付など経済的支援。(事業群②)

- ・ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、以下のような支援が必要。
- ・ひとり親の就労による自立支援のために、ひとり親家庭等自立促進センターを設置し、就労に関する相談など各種相談を受ける体制の整備とともに、また、法律相談の実施や就職に関する情報を提供。
- ・ひとり親家庭は、臨時雇用やパートなど不安定な就労形態により、経済的に困窮する家庭が多いことから、安定的な就労のために看護師等の専門的な資格取得を目指す場合に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給、福祉事務所の母子・父子自立支援員による、個々の家庭の状況に応じた自立支援プログラム策定事業等による就労支援を行う。
- ・ひとり親が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、市町において修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣する。
- ・ひとり親家庭は、不安定な就労形態等から経済的に困窮する家庭が多いことから、児童を養育する母、父、養育者に対する、児童扶養手当の支給や、福祉資金の貸付けなどの経済的支援が必要。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業		
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率				
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—				—	
取組項目 i	児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業	(H28新規)H28-	—	—	—	児童養護施設等入所児童	児童養護施設等入所児童の大学進学等の機会を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成。	活動指標	学習塾利用者数(人)	—	—	—	—			
	こども家庭課		3,000	3,000	806			成果指標	児童養護施設に入所する児童の大学進学率(%)	18	—	—			—	23.3
取組項目 ii	ひとり親家庭等自立支援事業	H15-	21,966	13,903	4,028	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等自立促進センターを設置、相談員による就業相談等を行った。また母子・父子自立支援員により個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定、その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費支給等を支援した。	活動指標	相談件数(件)	数値目標なし	1,497	—			ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、1,497件の就労支援や生活面に関する相談を受け、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行った。	○
	こども家庭課		34,769	20,001	5,645			成果指標	自立促進センター事業による就職者数(人)	75	45	60%				
	母子等福祉指導費	H15-	19,517	19,517	2,416	ひとり親家庭等	県福祉事務所へ母子・父子自立支援員を配置(3人)し、ひとり親家庭からの来所、電話による相談を受け、自立支援を行った。その他に、長崎県母子寡婦福祉連合会に対し、若年リーダーを全国や九州の研修会に参加させるとともに、組織を担う人材を育成するため補助金を交付した。	活動指標	ひとり親家庭からの相談件数(件)	数値目標なし	7,390	—	ひとり親家庭からの相談7,390件に対応し、支援を行った。また、母子寡婦福祉連合会による地域の指導者養成を支援した。			
	こども家庭課		25,123	23,147	1,613			成果指標	ひとり親家庭からの相談の解決率(%) (解決済相談件数/相談件数)	100	100	100%				
	ひとり親家庭等対策費	H15-	4,603	1,396	1,611	ひとり親家庭等	市町による生活支援講習会・情報交換事業や日常生活に支障がある場合に家庭生活支援員を派遣し、必要な生活支援及び幼児の保育を実施。また、学習塾形式等により学習支援の実施を支援した。	活動指標	生活支援講習会・情報交換事業開催実績(回)	37	33	89%			ひとり親家庭の抱える種々の問題の解決を図るため、市町による33回、受講人数996人に及ぶ生活支援講習会等を開催し、また、53件239.5時間に及ぶ支援員の派遣による自立への支援を行った。学習支援については、1町実施に留まった。	
	こども家庭課		4,415	1,472	806			成果指標	生活支援講習会・情報交換事業参加人数(人)	1,262	996	78%				
	児童扶養手当等給付費	S37-	647,257	431,412	8,065	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等で要件に該当する者へ児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図った。	活動指標	児童扶養手当支給件数(件)	数値目標なし	1,337	—	ひとり親家庭へ児童扶養手当を支給することにより、児童福祉の向上を図った。			
	こども家庭課		686,974	457,983	8,065			成果指標	—	—	—	—				
	母子父子寡婦福祉資金貸付費	S28-	139,001	0	5,639	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等で就学のために必要な家庭等へ母子父子寡婦福祉資金を貸付けた。	活動指標	貸付決定件数(件)	数値目標なし	375	—			ひとり親家庭へ母子父子寡婦福祉資金を貸付けることで経済的支援を行った。	
	こども家庭課		160,550	0	5,645			成果指標	—	—	—	—				

### 3. 検証及び問題点の抽出

#### 【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

##### i) 児童養護施設入所児童等に対する大学等進学のための学習支援(事業群①)

児童措置費では高校生の学習塾にかかる経費が不足していた為、措置費(特別育成費・補習費)を超える額について助成することにより、学習塾を利用し、学力の向上又は、学力の遅れを取り戻し、高校中退を防止するとともに大学等への進学を支援する。  
また、学力が向上することで各種奨学金制度の活用の幅が広がり、進学を増やすことができ、児童の自立にもつながる。

##### ii) ひとり親家庭の自立のための事業の実施(事業群①②)ひとり親家庭へ児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付など経済的支援。(事業群②)

ひとり親家庭等自立促進センターについては、相談員が電話・来所による就職についての悩みや困りごとの相談を受け(延べ1,497件)、福祉の支援制度や就職に関する情報を提供した。相談実績については、平成26年度の724件から大幅に増加しており、センターの活動に一定の効果があつたと考えている。また、就業に役立つ技術習得を目的とした就業支援講習会を県内4箇所での実施や、養育費の取り決めや履行の確保、消費者金融や悪質商法などの法律問題について、弁護士による無料の法律相談を実施し、107件の相談にも対応した。今後とも、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業等を活用することにより、ひとり親の方々が安定した雇用につながるよう支援を行う。また、各事業を通じて、ひとり親家庭等自立促進センター、県・市の母子・父子自立支援員やプログラム策定員、ハローワーク等との連携を一層強化し、ひとり親等の就業による自立を推進する。なお、促進センター事業については、同センター内に常設されたハローワークと連携することができ、就労支援の強化が図られていることから、今後とも当センターの利用促進のための周知・広報に努める。

また、母子家庭等自立支援給付金事業として、看護師等の専門的な資格取得を目指す者に、高等職業訓練促進給付金を4件支給することで経済的に支援を行った。その他に、母子・父子自立支援プログラム策定事業として、県福祉事務所の母子・父子自立支援員が、就労支援を20件実施した。学習支援事業については、実施が1町のみとなっており、他事業(生活困窮者自立支援事業)とも調整を図りつつ、県内市町に実施に向けた周知を今後とも行う必要がある。経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭へ児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付により、ひとり親家庭に対する経済的支援や自立に向けた支援が図られており、制度の維持が必要と考えているが、制度の周知をさらに進める必要がある。



### 4. 29年度実施に向けた方向性

#### 【問題点解決に向けた方向性】

i) 児童養護施設入所児童等に対する大学等進学のための学習支援(事業群①)  
今後とも児童の施設退所後の安定した自立生活に向け、児童に対する学習塾に係る費用助成を継続し、大学等への進学を支援する必要がある。

ii) ひとり親家庭の自立のための事業の実施(事業群①②)ひとり親家庭へ児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付など経済的支援。(事業群②)  
今後とも、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業等を活用することにより、ひとり親の方々が安定した雇用につながるよう支援を行う。また、各事業を通じて、ひとり親家庭等自立促進センター、県・市の母子・父子自立支援員やプログラム策定員、ハローワーク等との連携を一層強化し、ひとり親等の就業による自立を推進する。なお、促進センター事業については、同センター内に常設されたハローワークと連携することができ、就労支援の強化が図られていることから、今後とも当センターの利用促進のための周知・広報に努める。

経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への児童扶養手当の支給については、国の制度であり、今後とも適正な運用に努めていく。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付については、その9割程度が子の進学のために貸付を受けており、子の自立のために有効であることなどから、さらなる制度の周知を図っていく。

#### 【個別事務事業の見直し】

事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業	—	児童の施設退所後の安定した自立生活を目指すうえで学習支援は必要であり、継続して行う必要がある。	現状維持
ひとり親家庭等自立支援事業	—	ひとり親家庭は、不安定な就労形態などで困窮している家庭が多く、引き続き、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業等の活用や、ひとり親家庭等自立促進センター事業、プログラム策定事業等により、ひとり親家庭の安定的な就労による自立を促進するため事業を実施していく必要がある。	現状維持
母子等福祉指導費	—	県福祉事務所での母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の相談支援については、個々の家庭の状況に応じて自立に必要な情報提供、相談指導、求職活動に関する支援を行っており、引き続き自立に向けて本事業を継続していく。	現状維持
ひとり親家庭等対策費	⑤	市町が行う、生活支援のための講習会や制度の説明会、情報交換等については、実施市町が11市町、生活支援については、8市、また、子どもの生活・学習支援事業については、1町に留まっていることから、実施市町の具体的な実施状況、事業効果等について未実施市町へ説明を行い、事業の必要性と効果を再度周知し、生活困窮者自立支援制度などの他の制度とも調整しながら実施市町と参加児童数の増加を図る。	改善
児童扶養手当等給付費	—	国の制度のため今後とも適正な運用に努めていく。	現状維持
母子父子寡婦福祉資金貸付費	—	貸付金制度について今後とも周知を図り、適正な運用に努めていく。	現状維持